平成２５年（フ）第４４３号
さいたま市西区三橋５丁目544番地１　レオネクストセレーネ104号、旧住所さいたま市西区大字指扇106番地11　サンクレストＤ棟202号
債務者　岡田貴代子（旧姓清田）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５５８号
埼玉県上尾市仲町２丁目10番１号　片柳ハイツ203
債務者　小林　久実
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５６８号
埼玉県加須市正能７番地５
債務者　深井　春二
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６０５号
さいたま市岩槻区太田１丁目８番55―310号
債務者　久保田孝行
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６０６号
さいたま市岩槻区太田１丁目８番55―310号
債務者　久保田恵生
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２２８号
埼玉県八潮市緑町２丁目19番地23　ジュビリーランティア208、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野５丁目９番地６
債務者　入江めぐみ
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
埼玉県川越市並木西町19番地15　プラザ・ドウ・ブールバールＢ―201号室、前住所埼玉県川越市大字並木804番地５
債務者　白鳥　智光
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２７７号
埼玉県富士見市鶴馬３丁目14番16号
債務者　鈴木　年秋
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２７８号
埼玉県富士見市鶴馬３丁目14番16号
債務者　鈴木　久江
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第８５号
静岡県富士市中之郷265番地　リバーサイドⅡ―102号
債務者　石井　淳一
1　決定年月日時　平成25年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１９３号
愛知県西尾市米津町野寺道18―１　テクノレイク210号、住民票上の住所愛知県安城市南町４丁目32番地　キャッスルハイツ安城南町203
債務者　川崎　正男
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２０７号
愛知県西尾市和泉町22番地　医療法人田中会西尾病院内、住民票上の住所愛知県西尾市市子町上川田22番地２
債務者　中村　里美（旧姓寺角）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
長崎県諫早市飯盛町里145番地７大門住宅Ｂ101
債務者　久保　政彦
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第８２号
長崎県大村市三城町721番地10　ＡＥＲＩＥ三城303
債務者　松**添**　智子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第８５号
長崎県諫早市高来町三部壱322番地１
債務者　山﨑喜美子
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
沖縄県那覇市首里石嶺町１丁目58番地、住民票上の住所沖縄県那覇市壺屋２丁目20番４号
債務者　大濵　卓也
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月14日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３８号
山形市北山形２丁目６番13号、前住所山形市北山形２丁目１番25―７号
債務者　伊豆田漢司
1　決定年月日時　平成25年６月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで山形地方裁判所民事部